

(参考 1 : 平成 2 1 年度のフロン類破壊量等の集計結果)

単位 : kg

|                   | CFC      | HCFC        | HFC         | 合計          |
|-------------------|----------|-------------|-------------|-------------|
| 年度当初の保管量          | 14, 599  | 56, 795     | 17, 710     | 89, 104     |
| 第 1 種 (業務用冷凍空調機器) | 174, 417 | 2, 159, 376 | 665, 388    | 2, 999, 181 |
| 第 2 種 (カーエアコン)    | 98, 712  | –           | 840, 013    | 938, 724    |
| 引き取った量の合計         | 273, 129 | 2, 159, 376 | 1, 505, 400 | 3, 937, 905 |
| 破壊した量             | 271, 369 | 2, 164, 403 | 1, 505, 035 | 3, 940, 808 |
| 年度末の保管量           | 16, 358  | 51, 768     | 18, 075     | 86, 201     |

※小数点以下を四捨五入したため、表中の数字の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

(参考 2 : 破壊量集計の法的根拠)

平成 14 年より施行されたフロン回収・破壊法に基づき、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）と第二種特定製品（カーエアコン）について、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられています。第二種特定製品（カーエアコン）については、平成 17 年から使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき冷媒フロン類の回収が行われていますが、破壊はフロン回収・破壊法に基づくフロン類破壊業者によって行われています。

フロン回収・破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後 45 日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣（経済産業大臣及び環境大臣）に報告しなければならないとされており（第 34 条第 3 項）、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされています（第 46 条）。

なお、平成23年3月31日時点で主務大臣により許可を受けている74のフロン類破壊業者が今回の報告の対象となっています。

(参考 3 : 今後の公表予定)

今後、第一種フロン類回収業者（業務用冷凍空調機器関係）からの平成 22 年度におけるフロン類の回収量等の報告が都道府県知事によって集計され、主務大臣（経済産業大臣及び環境大臣）あてに通知されることとなっており、これを取りまとめて公表します（平成 23 年 12 月頃の予定）。

(参考 4 : フロン回収・破壊法条文(抜粋))

第 34 条第 3 項

フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第 46 条

主務大臣は、第 22 条第 3 項の規定による通知又は第 34 条第 3 項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。